プロジェクト　ASAF 対応

項目　調査研究プロジェクト-退職後給付

本資料の目的

1. 本資料は、2014年9月のIASB会議のためにIASBスタッフにより作成された「調査研究プロジェクト-退職後給付」に関するアジェンダ・ペーパー及びASAF会議向けに作成されたスライド資料（以下「本ペーパー」という。）について、概要をまとめたものである。

本ペーパーの概要

2. ディスカッション・ペーパーを公表すべきかについては、まだ決定しておらず、現時点では2015年にリサーチ・ペーパーを公表する予定である。リサーチ・ペーパーでは、次の事項について検討を行うことを予定している。

   (1) 年金制度について、純粋な確定拠出型から純粋な確定給付型まで様々な形態があることを前提として、概念的に健全で堅牢な測定モデルは何かについて議論する。

   (2) 当該測定モデルのコスト及び便益を評価するため、年金制度の動向に関する情報を提供する。

3. リサーチ・ペーパーに対するフィードバックによって、IAS第19号「従業員給付」の抜本的な改訂を検討すべき十分な根拠が識別された場合、IASBは、ディスカッション・ペーパーの公表を提案するかもしれない。

4. 仮に重要ではあるが、当リサーチに関連しない問題が識別された場合、IAS第19号の適用後レビューにおいて当該問題を検討することになるかもしれない。IAS第19号(2011年改訂)の適用後レビューは2016年頃に検討することを予定しているが、調査研究において効果的なフィードバックを得ることができると判断された場合、（調査研究を行う代わりに）適用後レビューを行わないことをIFRS財団トラスティーズに要請するかもしれない。当リサーチの一部として公表される情報要請(RFI)は、IAS第19号に対するインプットを得るより効果的な方法であり、当リサーチにおける適切な発見事項は、リサーチ・ペーパー公表後の将来の調査研究に取り込む予定である。

5. 2014年9月のIASB会議での暫定決定は、次のとおりである。

   (1) IASBは、退職後給付の会計処理をレビューする調査研究プロジェクトの計画を検討した。このレビューは広範囲となり、純粋な確定拠出から純粋な確定

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

給付までの範囲の制度について、報告企業の観点から、健全な財務報告を提供するモデルの開発に焦点を当てる。確定拠出制度と確定給付制度の両方の特徴を組み込んだ混合的な制度設計の幅が拡大しつつある。こうした制度は、IAS第19号「従業員給付」を開発した際には想定されていなかったものであり、IAS第19号にとって問題となりつつある。

(2) IASBメンバーは、プロジェクトの方向性に対する支持を示した。

背景

6. 2011年6月16日に、IASBは、IAS第19号「従業員給付」を改訂した際、年金及び関連する給付についてより抜本的な見直しの一部として検討すべき問題があることを指摘した。これらの問題は、拠出ベース約定[1]に関連する論点を含んだ広範なものである（詳細は、別紙1を参照）。

7. アジェンダ協議2011の結果、IASBは当プロジェクトの複雑性を踏まえ、当プロジェクトを長期プロジェクトとして識別した。

8. 解釈指針委員会は、拠出ベース約定を含む制度の会計処理を明らかにする解決策の開発を試みたが、最終的には2014年5月にプロジェクトをアジェンダから削除することを決定した。

拠出ベース約定及び新しい年金制度に関連する論点

9. 退職後の制度が確定拠出制度に該当しない場合、確定給付制度に分類され、企業は予測単位積増方式を使用しなければならない。このため、企業は、数理計算上の技法である予測単位積増方式を用いて、企業は退職給付債務（以下、DBOという）を算定し、IAS第19号で規定する社債利回りより割り引かなければならない。

10. 企業は、DBOの現在価値と制度資産の公正価値の比較により、積立不足か積立超過を決定する。IAS第19号で規定される測定によると、DBOの現在価値は、DBOから生じる将来キャッシュ・フローに関連するリスクの価値を適切に反映しないため、制度間の異なるリスクを適切に反映しない一方、制度資産の公正価値は、制度資産から生じる将来キャッシュ・フローに関連するリスクを反映する。

11. 伝統的な確定給付制度では、数理計算上のリスク及び投資リスクは実質的には企業が負担する。IAS第19号の会計処理は、伝統的な確定給付制度にとっては有用な情報を提供する。しかし、確定給付制度として分類される混合的な制度にとっては、上記で指摘した会計上の問題によって直感に反する結果となる。これらの制度におけるリスクは、伝統的な確定給付制度とは異なるものである。

---

[1] 当ペーパーでは、拠出ベース約定は、従業員が受け取る給付が拠出に加えて約定リターンに依存する退職後給付の約定を意味する。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

12. 拠出ベース約定では、制度資産に対する投資リスクを実質的には企業は負担しない。制度資産の運用が想定より悪かった場合、一般的には従業員への給付が減額される。しかし、この実態は現在の会計処理では反映されず、その結果、企業が過度な積み立て不足を表示している場合がある。

13. ある法域では、企業が年金リスクを減らすために、確定給付制度に分類されるが、伝統的な確定給付制度とは異なる混合型の制度が増加している。しかし、年金に関する規制や従業員の維持のため、企業が単純な確定拠出制度への移行することは容易ではない。この問題は、ヨーロッパの法域（ドイツ、オランダ、ベルギー、スイスなど）で良く見られる。

14. キャッシュ・バランス・プランは、米国、日本、英国で一般的であり、この制度は、給付が債券利回りを基礎としており、IAS第19号の割引率は債券利回りに近似しているため、大きな問題は生じていない。しかし、ヨーロッパの拠出ベース約定のように給付が株式指標を基礎とするキャッシュ・バランス・プランについては、重要な問題が生じている[2]。

15. FASBは、サービス期間への給付の帰属の論点も含むキャッシュ・バランスの測定に関する論点について検討した。2014年8月にFASBは、キャッシュ・バランス制度の測定を明らかにする、技術的に実行可能で費用対効果の高い代替案を見出すことができないため、キャッシュ・バランスの会計処理に関するプロジェクトを実施しないことを決定した。

16. このような混合型の制度が増加だけでなく、バイインや長寿スワップ等の年金リスクを管理する様々な方法がある。

17. 年金制度におけるこの動向は、基準書を改訂しない限り、IAS第19号における問題をしばしば引き起こすであろうと考えられる。

拠出ベース約定に関する論点の検討の歴史

18. 拠出ベース約定やその他の混合型の制度は、IAS第19号を当初開発した際には想定していなかった特徴を有する幅広い制度の一部である。現行のモデルにおけるこれらの制度に対する会計処理は問題点がある。

19. しかし、この問題は、IASB及び解釈指針委員会による検討の長い歴史では解決できなかった。

20. 2004年に、拠出ベース約定に関する論点を明らかにするため、解釈指針委員会は、IFRIC解釈指針案D9「拠出金又は名目的拠出金に係る約定収益による従業員給付制

[2] 典型的な拠出ベース約定については、別紙2を参照。また、拠出ベース約定の会計処理の問題点については、別紙3を参照。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

度」を公表した。2006年11月に、解釈指針委員会は、IASBの従業員給付のプロジェクトに含めることを明らかにした。

21. IASBは、当初は当該論点を従業員給付のプロジェクトに含めており、2008年にディスカッション・ペーパー「IAS第19号の改訂に関する予備的見解」において当該約定に関する会計処理を明らかにした。

22. しかし、IASBは、拠出ベース約定の検討を従業員給付に関する広い範囲のプロジェクトへ引き延ばすことを決定した。結果として、この論点はIAS第19号(2011年改訂)では明らかにならなかった。

23. 2012年に、解釈指針委員会はIAS第19号(2011年改訂)に従い、拠出ベース約定に関する会計処理を明らかにする要請を受け取った。解釈指針委員会は、解釈指針案D9を発行した際に完了した結果を再度検討することを決定した。

24. 解釈指針委員会は、可能性のあるアプローチ及び範囲について議論を行った。具体的には、次のような様々な測定モデルが検討された。

(1) D9号（あるいは類似する）アプローチ

(2) 公正価値アプローチ

(3) ミラーリングアプローチ（IAS第19号の第115項を拡張するアプローチ）

(4) 保険契約アプローチ

25. しかし、2014年5月に解釈指針委員会は、IAS第19号の現在の測定モデルから免除する適切な範囲を見出すことが困難であることから、最終的にアジェンダからプロジェクトを削除することを決定した。

26. 解釈指針委員会は、これらの制度の使用が増加しているため、当該論点の重要性に配慮した。その結果、解釈指針委員会は、従業員給付に関する調査研究プロジェクトを進めることを歓迎した。

<u>調査研究プロジェクトに関連する予想される困難</u>

27. 拠出ベース約定やその他の混合型の制度は、IAS第19号を当初開発した際には想定していなかった特徴を有する幅広い制度の一部である。上述のように、現行のモデルにおけるこれらの制度に対する会計処理は問題点がある。

28. しかし、この問題は、IASB及び解釈指針委員会による検討の長い歴史では解決できなかった。

29. 加えて、IAS第19号における現在のモデルは、概念的な観点から様々な疑問が呈されており、IAS第19号でどの測定基礎を使用しているか説明するのは難しい。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

30. 現在の概念フレームワークにおける負債の定義及び認識規準の観点から、権利が未確定の給付や将来の昇給の上昇を義務に反映する現行の要求事項を説明することは難しい。また、IAS第19号における制度資産と確定給付債務の純額表示は、概念的に難しい問題を含んでいる。また、その他の包括利益（OCI）の使用及びリサイクリングについては、概念フレームワークプロジェクトでも議論が行われている。

31. IASBスタッフは、IAS第19号の概念的な問題及び実務上の問題を理解しているが、年金会計の現在の測定は、VBO[3]やABOのようなその他の代替案に勝るとされ、IFRSだけでなく多くの会計基準において選択され、生き残ってきた。

32. 従業員給付の公正価値は通常利用可能ではない一方、現行の測定方法は、主に実務の運用上の理由から生き残ってきた。このような歴史は、財務諸表利用者が、現行の測定による情報について一定の有用性を認識していることを示している。仮に正当性を欠く程コストが増加する場合や運用上の困難性がある場合、作成者は新しいモデルを歓迎しないであろう。

33. 解釈指針委員会は、恣意的な境界線(arbitrary bright line)を含んでしまうことを回避できないとして、IAS第19号における現行の測定方法について免除規定を設ける適切な範囲を見出すことが困難であることを認識した。当該範囲によっては、IAS第19号における現行の要求事項では問題が殆ど識別されていない会計処理に変更をもたらしてしまう可能性や重要な問題を有する制度の会計処理を変更することが出来ない可能性がある。

34. 加えて、アジェンダ協議2011において、IASBは退職後給付会計に関するコメントを受け取った。コメント提供者の中には、頻繁な年金会計の変更は不必要でありコストを要するとした者もいた。また、リサイクリングや年金会計の米国基準とのコンバージェンスのような困難な論点について懸念を表明した者がいた一方、拠出ベース約定の測定の問題は重要であるとした者もいた。

35. 2014年5月の解釈指針委員会の決定を考慮した結果、IASBスタッフは、拠出ベース約定に関連する論点及び実務の多様性を取り除くことは重要であると考えている。しかし、当該論点の過去の歴史から見られる困難さを考慮し、コスト及び便益を慎重に評価する必要があると考えている。

---

[3] 確定給付債務（Vested benefit obligation: VBO）は受給権が付与された年金債務であり、累積給付債務（Accumulated benefit obligation: ABO）は受給権が付与されていない部分も含むものである。これらに対して予測給付債務（Projected benefit obligation: PBO）は、さらに将来の昇給を反映させたものであり、一般的に、予測単位積増方式に基づく退職給付債務に対応すると考えられている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

プロジェクトの範囲

36. 拠出ベース約定に加え、IASBがこれまで議論を行ったが解決されていない論点があり、これらは、IAS第19号（2011年改訂）の範囲を超えたものがある。しかし、これまでの経緯を踏まえると、調査研究の主要な範囲は、IAS第19号を最初に開発した際には明らかになっていなかった特徴を有する新しい年金制度の会計処理とすべきである。

37. この問題は、IAS第19号の測定又は分類、あるいはその両方について抜本的なレビューを行うことと関係しており、割引率や給付の帰属のような関連する論点について再検討することは効率的かもしれない。

38. 他方、IFRS解釈指針委員会において議論されたその他の論点については、調査研究の対象外とすることが考えられる。

今後のアプローチ

39. 調査研究プロジェクトのアプローチは、次のとおりである。

(1) 概念的に望ましい測定モデルを識別するために過去の議論及び他の文献について調査を行うこと

（補足説明）

- 現段階では、明確な基準（bright-line）アプローチは、解釈指針委員会の決定を踏まえると、問題を根本的には解決できないと考えている。
- リサーチの初期段階で、専門家とのモデルの検討や議論を行う予定である。

(2) 利害関係者（会計事務所、保険数理人、各国会計基準設定主体、他の専門家（年金規制当局、資産管理会社、保険会社等））とのインタビューを通じて、新しいタイプの制度の動向及び特徴、関連する会計上の論点についての情報収集を行うこと

（補足説明）

- 動向を理解するために統計を集めることが予定されている。
- ある時点で、伝統的な確定給付制度とIAS第19号の適用で問題が生じている新しいタイプの制度の間の比重が変わる可能性があり、その時点で、IAS第19号の抜本的なレビューを行うのが適切である。

(3) IASBに提出するペーパーの作成

(4) 必要に応じて、可能性のあるモデルのコスト及び便益を理解するために利用

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

者及び作成者との議論を実施

40. 割引率の調査研究プロジェクト、保険契約プロジェクト、マクロヘッジプロジェクト及び概念フレームワークプロジェクトとの相互関係に留意して、調査研究を進める必要がある。

41. 現段階では、正式な諮問会議の設置は提案せず、ASAFメンバー（あるいはIFASSメンバー）や旧従業員給付作業グループのメンバーを含む関係者と非公式なコミュニケーションを図る予定である。

ASAF メンバーに対する質問

42. ASAFメンバーへの質問は次のとおりである。

(1) 当プロジェクトについて質問又はコメントはあるか。

(2) 特に以下の点を含め、当プロジェクトの範囲及びアプローチに関して提案はあるか。

- 可能性のある測定モデルに関する提案はあるか。
- 法域における年金制度の動向について特段の情報はあるか。

ASAF 会議における発言案

43. ASAF会議において、主に次の発言をすることを予定している。

(1) 我が国を含め、多くの国や地域においても、債券利回りを参照する現行のキャッシュ・バランス・プランだけでなく、株式指標を参照するヨーロッパ型のキャッシュ・バランス・プランの検討も開始されている。このため、確定拠出制度と確定給付制度の両方の性格をあわせ持つ混合型の年金制度のようにIAS第19号を開発した当時には明らかになっていなかった制度に焦点を当てて調査研究を開始することには賛同する。調査研究を行うに当たっては、2016年頃に検討が予定されているIAS第19号（2011年改訂）の適用後レビューの範囲との整合性に留意し、適用後レビューも効果的に実施することを期待する。

(2) なお、IAS第19号における退職後給付会計については、我が国関係者からは、現行の確定給付制度の会計モデルについても懸念が寄せられている。このため、退職後給付会計の測定のあり方についても検討を行う必要があると考えている。

(3) なお、概念的に望ましい測定モデルを検討するにあたっては、制度資産と確

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

定給付債務の純額表示に関する会計単位の考え方を概念的に整理する必要があるほか、再測定についてOCIが使用される場合、OCIのリサイクリングを行う必要はないのかについても十分な審議を行うことが望まれる。

専門委員会で聞かれた主な意見

44. 第19回ASAF対応専門委員会で聞かれた主な意見は、次のとおりである。

(1) プロジェクトの開始時期に関して、IAS第19号の2011年改訂においては、短期間に完了させた印象があり、重要な論点が残されているため、適用後レビューを待たずにリサーチを開始することに賛同する。

(2) プロジェクトの範囲に関して、第36項と第37項の記載は方向性が異なるものであり、第43項(3)の発言案に記載があるように概念フレームワークプロジェクトの実施中にリサーチを開始すると、両者の整合性を欠く可能性もあるため、概念フレームワークプロジェクトの完了を待ってリーチを開始しても良いのではないか。

(3) 調査研究プロジェクトに関して、リサーチであると油断していると、調査研究の段階でプロジェクトの大枠が決まってしまい、その後は方向性を変えることができない状況が想定されるため、調査研究プロジェクトについても初期の段階からIASBから適時に情報を入手し、IASBへ適切に意見を反映できる機会を設けるように働きかける必要があるのではないか。

(4) プロジェクトの開始時期に関して、適用後レビューをデュープロセス通りに実施することを前提に、過去の議論を踏まえて、適用後レビューに向けて検討すべき事項を整理する必要があるのではないか。

ディスカッション・ポイント
上記の ASAF 会議における発言案について、ご意見を頂きたい。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（別紙 1）IAS 第 19 号「従業員給付」結論の根拠

限定的な範囲のプロジェクトの一部として扱わなかった事項

BC12　2010年公開草案及びディスカッション・ペーパーへのコメント提出者は、このプロジェクトの範囲外の事項（確定給付制度債務の測定など）を提起した。当審議会は、こうした事項を詳細に検討しなかった。目標を絞った改善の範囲を超える論点を扱うプロジェクトは、当審議会の議題設定プロセスの対象となる。

BC13　取り扱う論点を選択する際に、当審議会は次の論点を議論したが、2011年に行った修正では何も行わなかった。

(a) 拠出ベース約定――ディスカッション・ペーパーには、拠出ベース約定に関する提案が含まれていた。当審議会は、従業員給付の包括的な見直しに取り組む場合には、当該提案をさらに進めるかどうかを検討する。

(b) 従業員給付に係る割引率――当審議会は、2009年8月に公表した公開草案「従業員給付に係る割引率」における提案の検討を進めなかった。当審議会は、割引率に関する論点は根本的な見直しの中でのみ取り上げることとした（BC138項及び BC139項参照）。

(c) 予想される将来の昇給が給付の帰属に与える影響――2010年公開草案では、現在給与で表現される給付算定式が後期の各年度に著しく高い水準の給付を配分しているかどうかを判断するにあたって、予想される将来の昇給を含めるべきだと提案していた。当審議会は、この提案の検討をこれ以上進めなかった。拠出ベース約定の会計処理の根本的な見直しと密接に関連するものだからである（BC117項から BC120項参照）。

(d) 複数事業主の確定給付制度に加入している企業の特例――当審議会は、複数事業主の確定給付制度に加入しているすべての企業に、当該制度を確定拠出制度として会計処理することを認めるという提案を棄却した。当審議会は、この特例の拡大は例外を限定するという一般的アプローチに反するという結論を下した。また当審議会は、このような特例がすべての複数事業主制度について適切となるわけではないと考えた。例えば、企業が、他の加入者の脱退などの理由で複数事業主制度の最有力の加入者となっている場合などである（BC39項参照）。

(e) IFRIC 関連の事項――当審議会は、IFRIC 第14号「IAS 第19号――確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」を IAS 第19号に組み込まなかった。IFRIC 第14号を組み込むには文言の変更が必要となり、それにより意図せざる結果が生じるおそれがある。当審議会は、IFRIC に寄せられた他の質問も検討したが、現時点で IAS 第19号の修正はしないという結論を下した。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（別紙2）典型的な拠出ベース約定

制度のタイプ	基本的な特徴	バリエーション	一般的である国
保証リターンを有する制度	・従業員は年金資産の運用成績に基づく年金を受け取る。 ・雇用主は制度資産の最低の運用成績を保証する。 ・この結果、当該制度においては、従業員は、拠出及び制度資産の実際リターンと保証額の高い方を給付として受け取る。	・雇用主は、一般的には拠出の x%を保証するであろう。x%の保証リターンは名目的な数値かもしれないし、例えば、その国の国債レート、株式指標、物価変動指標のような参照指標を参照するかもしれない。 ・ある状況では、雇用主は、給付は、例えば0%のリターンであっても拠出した金額は給付されることが保証される。通常、保証は雇用主の拠出によってのみ与えられる。 ・通常、この保証は雇用主の制度への拠出によってのみ提供される。	ドイツ、オランダ、ベルギー、スイス、イスラエル （韓国及びメキシコでは一般的ではないが存在するかもしれない。）
キャッシュ・バランス・プラン	・従業員は、雇用主による制度への理論上の拠出への特定のリターンを保証された給付を受け取る。 ・制度は、積立超過か積立不足かもしれない。	・雇用主は、一般的には拠出の x%を保証するであろう。x%の保証リターンは名目的な数値かもしれないし、例えば、その国の国債レート、株式指標、物価変動指標のような参照指標を参照するかもしれない。 ・ある状況では、雇用主は、給付は、例えば0%のリターンであっても拠出した金額は給付されることが保証される。通常、保証は雇用主の拠出によってのみ与えられる。	米国、日本、英国

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（別紙3）キャッシュ・バランス・プランの会計処理の問題点

当委員会の「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」【論点8】キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示において、キャッシュ・バランス・プランの会計処理の問題として、以下の記述がある。

129. キャッシュ・バランス・プランは、拠出付与額とあらかじめ定められた指標等に基づく利率（再評価率）により計算された利息付与額の累積額を給付する制度である。これは、拠出建制度における拠出額に利息付与額を付したものと考えることもできるため、給付建制度と拠出建制度の特徴を併せ持つといわれている。これまで、国際的な退職給付に関する議論では、こうした特徴から、キャッシュ・バランス・プランの会計処理に関して、次のような論点が取り上げられてきた。

(1) キャッシュ・バランス・プランを給付建制度と拠出建制度のいずれとして会計処理するか。

(2) 給付建制度として会計処理する場合、退職給付見込額の期間帰属の方法をどのようにするか。

130. 我が国でも、国際的な会計基準においても、キャッシュ・バランス・プランについては原則として給付建制度として会計処理を行うこととされているが、IASBのDP においては、給付建制度として扱う場合には次のような疑問や問題が生じると指摘がなされている。

(1) 給付算定式が勤務期間の後半に著しく多額の給付を帰属させるか否かを決定する場合に、予想される将来の昇給を考慮すべきか。

(2) （諸外国には）利息付与額が株価指数等の収益（リターン）に連動する制度があるが、こうした制度について、リターンの最善の見積りを使用してそれが全期間適用されるという前提のもとに退職給付見込額を予測計算した後に、当該退職給付見込額を（株価指数等のリターンの基礎となる資産の変動リスクを織り込まない）安全性の高い債券の利回りを用いて現在価値に割り引くため、株価指数の期待リターンが優良社債の利回りを上回る場合、退職給付債務が過大評価される（逆のケースもある。）。

(3) 利息付与額が、株価指数等に連動するリターンと、固定されたリターンのいずれか高い額とされている制度の場合などでは、退職給付債務を従来の方法で算定すれば、算定時点におけるいずれか一方の高い額が将来にわたって適用されるという前提に基づいて測定を行うことになるが、この額を他方の金額が上回る可能性によって有する価値について何ら考慮がなされない。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。